

報 宏 野 江 狗

38. 9. 1. 現在(推計人口)

人	男	1 6, 6 5 7 人
	女	1 6, 0 9 7 人
口	計	3 2, 7 5 4 人
世 帶 數		9, 3 3 1 世帶

昭和38年9月22日発行 第29号

発行 狛江町役場

町営水道工事近く開始

一部給水は明春の予定

水通事業五ヶ年計画による準備を進めておりましたが、第一期給水区域が図面のとおり決まりました。この給水工事は近く着工する予定で、この地区の給水予定は明春になります。

んの台所まで分水
する引き込みに要
する費用は需要家
の負担となりま
す。これらを含め
た水道使用料金等
の細かい点は現在
検討中であります
から決り次第お知
らさせていただきます。

工事中は、道路の掘り返しを行いますから、町民の皆さんにはご迷惑をかけることとなりますが、ぜひご協力をお願いします。

なお、本管工事は町の費用で行いますが、本管から皆さま



町の救急車

九月一日より活動

ながい間不便をおかけしました救急車が九月一日より活動を始めました。

救急車が出動するのは次のような場合です。

一、不慮の災難等により負傷または急病にかかった者で緊急を要する者

二、交通事故により負傷をうけた者。

その他救急車を必要と認めた場合等は至急ご連絡ください。

なお救急車の連絡先は(四一五)〇一九番狛江消防署か局番なしの一九番へ住所氏名と近所の目標等をはつきりしたうえでご連絡ください。

非常の場合の照明の要請も(四一五)〇一九番狛江消防署へ

町では少しでも皆さんの幸福と安全をお守りするため、光度五〇〇ワットの投光機(発電機)を備えて次のような場合に出場します。

一、病院や診療所等で患者の手術中に停電してその手術が不可能、または困難な場

合。

二、事業所または作業所等の爆発その他の事故で停電して人命の救助、または緊急の復旧作業のため通電まで待てない場合。

三、水難その他の事故で緊急搜索を必要とする場合。

四、その他照明がなければ人命に危険を及ぼしたまたは危険が迫り、あるいは大きな損害の生ずる恐れのある場合。



垣根越し

たがい

誘う納税日

住宅統計調査のお知らせ

施工中の土木工事

十月一日現在で住宅統計調査を行ないます。この調査は昭和三十五年に行なわれまして国勢調査を基礎として定められた区域を抽出してその区域内の住宅、工場、事務所、その他の建物の状況、規模、構造の移り変り、そこに住んでいる世帯等を調査します。

調査の対象となつた区域には調査員が伺いますからその世帯の代表者のかたは調査票に記入しておいてください。この調査で調べたことは統計法に基づきこの統計の目的以外には絶対に使用しません。調査区域内の皆さんのご協力をお願いいたします。

なお調査の実施要領は次のとおりです。

(一)抽出区域数 十ヶ所(この十ヶ所は東京都で抽出した数)

(二)調査の期間 準備調査が九月二十四日から九月三十日まで 実地調査が十月一日から十月八日

この調査に当る者は総理府統計局長より交付された実地調査証を持つておりますから

不審の点がありましたら調査証の提示を求めるか、または役場産業課統計係に問い合わせください。

電話(四一六)三二二一六

住宅統計調査で該当区域の皆さんのたのお宅に伺う調査員は次のとおりです。

氏名 地番

西村清市 岩戸一五八番 地付近

大久保忠義 和泉一八二三番 地付近

名古屋万吉 和泉二二九番 地付近

荒井一 和泉五四二番 地付近

西村保 和泉一九二五番 地付近

生方明 和泉二六七〇番 地付近

村山昭一 岩戸一三三四番 地付近

横山蔵 岩戸七六八番 地付近

高橋晟 駒井三〇九番 地付近

渡部栄隆 猪方一〇四七番 地付近

本年度土木工事のうち、目下施工中のもの(八月以降しゅん工のものを含む)は次のとおりです。

一、町道三十七号線舗装工事(電研北西側)延長二〇五

二、町道七十八号線舗装工事(岩戸駐在所際)延長二七

三、町道四十七号線舗装工事(和泉二〇五番地先)延長一四五

四、町道四十八号線舗装工事(狛江浄水場前)延長一三

五、町道五十一号線舗装工事(狛江銀座)延長一四五

六、町道六十一号線舗装工事(駒井大通り)延長一一〇

七、町道七十四号線舗装工事(延長二七九

八、町道二十八号線管渠工事(中学校前道路)延長四一

敷設(径六〇〇ミリ)

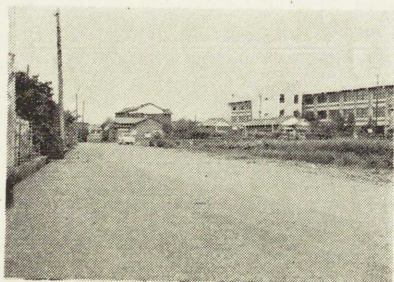
九、町道十五号線改修工事(小足立都営住宅前)延長

七四〇、延長六、延長七、延長八、延長九、延長一〇、延長一一、延長一二、延長一三、延長一四、延長一五、延長一六、延長一七、延長一八、延長一九、延長二〇、延長二一、延長二二、延長二三、延長二四、延長二五、延長二六、延長二七、延長二八、延長二九、延長三〇、延長三一、延長三二、延長三三、延長三四、延長三五、延長三六、延長三七、延長三八、延長三九、延長四〇、延長四一、延長四二、延長四三、延長四四、延長四五、延長四六、延長四七、延長四八、延長四九、延長五〇、延長五一、延長五二、延長五三、延長五四、延長五五、延長五六、延長五七、延長五八、延長五九、延長六〇、延長六一、延長六二、延長六三、延長六四、延長六五、延長六六、延長六七、延長六八、延長六九、延長七〇、延長七一、延長七二、延長七三、延長七四、延長七五、延長七六、延長七七、延長七八、延長七九、延長八〇、延長八一、延長八二、延長八三、延長八四、延長八五、延長八六、延長八七、延長八八、延長八九、延長九〇、延長九一、延長九二、延長九三、延長九四、延長九五、延長九六、延長九七、延長九八、延長九九、延長一〇〇

十一、防火貯水槽架造工事 鉄筋コンクリートA型四〇立方、和泉六八四番地他五ヶ所

十二、町道十四号線改修工事(岩戸橋、電研前)延長五〇〇、延長五、延長六、延長七、延長八、延長九、延長一〇、延長一一、延長一二、延長一三、延長一四、延長一五、延長一六、延長一七、延長一八、延長一九、延長二〇、延長二一、延長二二、延長二三、延長二四、延長二五、延長二六、延長二七、延長二八、延長二九、延長三〇、延長三一、延長三二、延長三三、延長三四、延長三五、延長三六、延長三七、延長三八、延長三九、延長四〇、延長四一、延長四二、延長四三、延長四四、延長四五、延長四六、延長四七、延長四八、延長四九、延長五〇、延長五一、延長五二、延長五三、延長五四、延長五五、延長五六、延長五七、延長五八、延長五九、延長六〇、延長六一、延長六二、延長六三、延長六四、延長六五、延長六六、延長六七、延長六八、延長六九、延長七〇、延長七一、延長七二、延長七三、延長七四、延長七五、延長七六、延長七七、延長七八、延長七九、延長八〇、延長八一、延長八二、延長八三、延長八四、延長八五、延長八六、延長八七、延長八八、延長八九、延長九〇、延長九一、延長九二、延長九三、延長九四、延長九五、延長九六、延長九七、延長九八、延長九九、延長一〇〇

(舗装の完成した中学うら町道)



赤い羽根

赤い羽根は、あなたの善意のあらわれです。社会を明るくするために、みんなで共同募金運動に協力しましょう。

第九回

狛江町優良乳幼児きまる

八月下旬に行なわれた乳幼児一斉健診で約一、一〇〇名の赤ちゃんが受診されました。この中から特に身長、体重のすぐれた赤ちゃんを、未熟児であつた赤ちゃんを標準以上に育てたおおかあさんたちを選び次のとおり決定しました。これらの赤ちゃんには町長より賞状賞品が送られました。

- 優良児(三十二名)
- △和泉五 菅直往(淑子)
- △和泉八五 太田博昭(フサエ)
- △和泉八二二 白井勇一(勝子)
- △和泉八九四 上条誠(定子)
- △和泉一〇六七 川嶋智子(瑠璃子)
- △和泉一一八〇(四) 岩滝良雄(ミツ子)
- △和泉一六六五 西橋正嗣(和子)
- △和泉一六八三 宮沢ゆかり(美智子)
- △和泉一八九七 松崎薫(アヤ子)
- △和泉一九二九 五味田純子(ミチ子)
- △和泉二〇三六 大和田敏(通)
- △和泉二二九 中野和義(尚子)
- △和泉二六五五英荘内 山本和夫(静子)
- △和泉二四五〇若杉方 安里しのぶ(米子)
- △和泉二六七 柴田実夏(治子)
- △岩戸四〇〇 住野温子(町子)
- △岩戸五三八 目黒智幸(幸世)
- △岩戸一〇六八石垣荘 森谷佳昭(京)
- △岩戸一一一八 吉岡威(妙子)
- △岩戸一一六六 田中基裕(隆子)
- △岩戸一二五七 羽山重之(良子)
- △岩戸一三四〇富岡方 太田康弘(美枝子)
- △岩戸一四三六 早川保子(セツ子)
- △猪方二一〇 酒井晴子(金富子)



- △猪方二八六 徳永正浩(智枝)
- △猪方三六九 寺門米篤(ハナ子)
- △猪方四四三 佐々木久実子(茂代)
- △猪方五三七芳順荘 蛭田佳世子(保子)
- △小足立六二〇の二六 渡合寛人(雅子)
- △小足立六五九 長谷川博(喜代子)
- △寛東一九八 神保妙(敬)
- △寛東三二〇 吉沢弥生(勝子)
- 敬称略(一)内はおかあさん 努力したお母さん
- △和泉六七六 平みつ(有児)
- △猪方四九二 増井節子(美紀)

△寛東三二〇

高木和江(生一)

敬称略(一)内は赤ちゃん

十月一日から税金の延滞金の計算方法が変ります

今回地方税法の改正によつて延滞金および延滞加算金が延滞金に統一され、延滞加算金が廃止されて次のように負担合理化が図られました。

改正後	行	現	分
延滞金 日歩二銭	延滞金日歩三銭		
延滞金 日歩四銭	延滞金日歩三銭		

この改正は昭和三十八年十月一日から実施されることになりました。

昭和三十八年九月三十日までで督促状が発付されている滞納税金について同年十月一日以後にその滞納税金を納付する場合における改正された延滞金の計算については、延滞加算金についての徴収限度額を適用するための経過措置が講じられております。

戦没者等に対する特別給付金支給の
お知らせ

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法が決められました。

この法律は、昭和十二年七月七日以後に公務上負傷し、または疾病にかかり、これにより死亡した者の妻であることにより、昭和三十八年四月一日において、次のいづれかの年金を受けているかまたは十年以内に償還する二十万円の記名国債が支給されます。

1、旧軍人、旧準軍人、または旧軍属に係る公務扶助料

2、特例扶助料

3、遺族扶助料

4、特例遺族年金

5、遺族給与金

6、元の陸軍または海軍の雇用人等に係る旧令共済殉職年金

7、元の陸軍または海軍に配属された雇用人に係る各省共済殉職年金

右に該当するかたは手続き等の受付をいたしております

選挙管理委員の
改選

選挙管理委員会委員および補充員が、八月十七日任期満了により、八月二十一日議会の選挙により、次の諸氏が就任しました。

委員長 名古屋 善吉

同代理 大久保 清三郎

委員 飯田 力夫

同 松坂 仙蔵

補充員 谷田部 平蔵

同 富永 武男

役場人事異動

水道課長(兼施設係長) 水道課長 大飼 栄司

選挙管理委員会書記長 石黒 秀夫

総務課庶務係長 長谷川良二

同 企画係長 山田 典夫

同 税務課調査係長 大久保茂一

水道課庶務係長 市川 和男

産業課統計係長 鈴木 盛久

教育委員会 教育課庶務係長 榎原 常夫

同 学務係長 谷田部喜照

厚生課衛生係長心得 榎本 七生

家屋の評価のお願い

昭和三十九年度固定資産税と、都市計画課税の基礎となる家屋の評価を、八月から調査員が戸別に調査をしています。

三十九年度は基準年度のために新しい評価基準によつて評価替をしますので、本年新築、増改築、損壊等をした家屋のほか、既存家屋で現況の変わらないものも調査の対象になります。

調査に当つては、係員が家屋の内部にも立ち入らせていただきますので、何分のご協力をお願いいたします。

なお、調査もれを防ぐため『家屋調査済証』を、家屋の見やすい場所へうちつけさせていただきますのでこの点もご協力をお願いします。

水道課を新設

町では、水道事業を実施することになり、八月一日から新らしく水道課を設けました。

事業についての詳細は、一頁の関係記事をご覧ください。

目立つ犬の暴力

最近役場に犬の放し飼による苦情がだいぶ持込まれています。

新聞、郵便、牛乳配達等の人が、この放し飼いの犬に追いかけられたり、ほえつかれたりして大変迷惑をすることがあります。またこれらの犬は農作物や花壇を荒したり他人の庭や道路にフンをしたりしますので保健所や町でも取締りを強めることにしています。が、何よりも飼い主の注意が必要です。次の三つのことを守ってください。

- 一、飼犬は登録すること。
- 二、予防注射を受けること。
- 三、つないでおくこと。

また、フン等はゴミ箱に捨てないで埋めるようにしてください。

職員募集

職種
技術職員(土木技術者及
測量技術者)

水道技術職員
(設計・配管・技術経験者)

一般事務職員 事務職員
は高卒以上の学歴で、
満二十五才未満の男子

締め切り 九月三十日
応募者は、履歴書その他
を役場総務課へ提出してく
ださい。なお、問い合わせは
電話(四一六) 三一一一 番
です。

衛生掲示板

一、農家の肥料だめには危険予防および環境衛生上必ずふたをしてください。

二、自宅で焼けるゴミ等はなるべく処理してください。

三、汲取の際には必ず汲取券を渡し現金は渡さないでください。

四、いらなくなった犬は野犬にしないで役場に連絡してください。

五、秋の予防注射が始まります対象者は漏れなく受けてください。

六、秋になると食中毒等がふえます。媒介するカとハエの駆除に努めてください。

◎一千万人の手で東京をきれいに

十月一日は「都民の日」です。

東京の発展を祝う日にふさわしく、この日は、都内からゴミを追放し、チリ一つない清潔な日としましょう。

まず、あなたの家庭、あなたの職場から、きれいにしましょう。

十月一日午前九時には、都内数十ヶ所で花火を打上げ、清掃開始を合図しますから、みんなできれいにしようきをもつて立上がりましょう。

住民登録の実態調査始まる

九月十五日現在で実施しております住民登録の実態調査について、泊江町の各世帯に調査員が伺いましたらよろしくご協力ください。

調査の範囲、期間、方法は次のとおりです。

一、調査の範囲
九月十五日現在で泊江町に居住している全世帯。

二、調査の期間
九月十五日から九月二十五日まで

三、調査の方法
面接調査
なお、氏名、生年月日、本籍等で調査票に記載されているものと相違がある場合は、資料を添えて係に提示していただければ、その資料によつて直ちに訂正します。

また、不明の点等がありましたら係におたずねください。

東京消防庁幹部要員募集

東京消防庁では、将来の幹部にあつてため、昭和三十九年三月までの大学卒業者を対象として消防吏員の募集を行なつています。

詳細は東京消防庁へ問いあわせてください。

電話(五八一) 一三六

選挙人名簿の調査に協力してください

毎年九月十五日現在で作る基本選挙人名簿の調査は、今年も現在調査中です。役場の調査員が各家庭に伺いましたときは間違いのないように応答してください。この名簿は来年に予定されています衆議院議員の総選挙にも使われるものでこれに載っていないと選挙をすることができません。また、この名簿は十一月五日から十九日まで役場内選挙管理委員会にて縦覧に供されま

相談所

人権身の上相談

毎月第四水曜日午後一時から四時まで

場所は役場、担当は人権擁護委員小尾外征年氏です。

行政相談

毎月第三金曜日午後一時から四時まで

場所は役場、担当は行政相談委員宮崎武雄氏です。

家族計画相談

毎月第四水曜日午後一時半から

場所は公民館、担当は保健婦と指導員です。

育児相談

毎月第一水曜日に第二小第三金曜日に公民館か役場で、受付時間は午後一時半から二時半です。

紙くず

紙くず、吸いガラ、チューインガム、新聞紙など、こんなものが、何んの気なしに、ポイと捨てられる。ひとつひとつが、文字どおり、「チリもつもつて」町を汚す大きな原因になっています。犬の散歩のとき、フンの始末をしないままの飼主も困つたものです。

道やあき地、川などにゴミを捨てる人、ゴミや泥のたまった側溝に無関心な人、立小便をする人―残念なことにこんな人がまだまだおおいいます。

みんなの町です。みんなが協力してきれいにしましょう。